

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画推進の体制

本基本計画は、中期的な展望にたって、市民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものであり、多岐にわたる施策が含まれています。

これらの施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における推進体制を充実するとともに、下関市市民協働参画審議会と緊密に連携して計画の推進を確保します。

(1) 庁内における推進体制

市長を本部長とする「下関市市民協働参画推進本部」において、本基本計画に基づく市民活動促進諸施策について検討・調整を行い全庁的体制にて計画の推進を図ります。

(2) 下関市市民協働参画審議会

下関市市民協働参画条例の規定に基づき、本基本計画の進捗状況も含め、市民活動の状況評価について審議し、施策についての意見提言等を行います。

2 進行状況の把握・確認

(1) 年次報告による進行管理

下関市市民協働参画条例第16条に定める年次報告の作成・公表を通じ、市議会や下関市市民協働参画審議会をはじめ、広く市民の意見や提言を求めながら、施策の適切な立案と進行管理を行います。

3 施策・事業の評価

(1) 外部評価・内部評価

本基本計画に示す各施策や事業について、適切な評価のしくみづくり、基準づくりを進め、評価の結果を施策に反映させていきます。

■推進体制■

推進体制

